



教育目標  
進取 深き進取  
協調 やまゆり  
自律 自ら進んで

# 室蘭市立東明中学校 いじめ防止基本方針

いじめとは（定義）

「いじめ」とは、一定の人的関係のある生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

日本国憲法  
教育基本法  
学校教育法  
学習指導要領

いじめ防止  
対策推進法  
2条1項

北海道教育ビジョンの  
基本理念  
北海道いじめ防止等に  
関する条例  
室蘭市教育目標

## 東明中 いじめへの理解～傍観者から仲裁者へ

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在を、集団全体にいじめを許容しない「仲裁者」へ成長させる雰囲気醸成が不可欠。

## 東明中学校いじめ基本方針

①いじめは全ての生徒に起こりえるものである②いじめは生徒の尊厳を害するものであり、許されるものではない。生徒の情操と道徳心を培い、規範意識と自尊心を育む。③いじめを受けた生徒の生命保護、いじめによりその心身に受けた影響の回復④いじめを受けた者の意見が反映される学校、最大限に必要な配慮を行う。⑤いじめ対策は社会全体で取り組む課題として関係機関との連携を密に行う。⑦地域や個々の事案によって多様な背景があることに鑑み、実情に応じた効果的な施策を講じる。

## 大切なのは防止

### 方策①校内研修

授業改善・共通理解  
生徒理解・評価・検証

### 方策②関係機関と連携

教育委員会・教育局  
児相・警察・くじらん  
法務局・医療機関等

### 方策③いじめ防止点検

PDCA評価・検証  
方針の見直し  
ケースの分析等

## 東明中いじめ防止推進委員会

## 1. 未然防止

- <授業改善>
- <学習規律の徹底>
- ・全学年統一した教室の正面掲示。
- ・東明中校区小学校との連携した学習規律と生活習慣の確立
- <豊かな人間関係づくり>
- ・「自己有用感・自己存在感を味わわせる学級づくり」
- <道徳の時間の充実>
- ・学校全体で道徳教育について研究を推進
- ・参観日等での道徳授業の公開
- ・外部講師による全校道徳の実施に取り組む
- <生徒会の主体的(自主的)活動の推進>
- <インターネット等を通じて行われるいじめの防止>
- <生徒への啓発活動・実態把握>
- ・各種啓発資料の配付・指導
- ・多角的な生徒理解(教育相談の充実)
- <家庭・地域への啓発活動>

## 2. 早期発見

- <定期的なアンケート調査の実施>
- ・道教委～年2回以上、市教委～3回実施、東明毎月実施
- <家庭訪問・教育相談の実施>
- ・全家庭の家庭訪問
- ・1学期と2学期の教育相談週間
- <電話相談窓口の周知>
- ・各種相談電話カードの配布
- <小さなサインを見逃さないための日常からの生徒理解>
- ・生徒の変化を見逃さない対応(気付き・共有・対応)
- ・上記変化の情報共有の具体的な方法(アンケート調査や朝の生徒観察)
- <月3日以上欠席した生徒の把握と予防的対応>
- <生徒相互による互いの変化に気付くための活動>
- <いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックリストの活用>

いじめ  
発生



7月 校内体育大会より

## 3 早期対応

<いじめがあることが確認された場合の学校の対応>(いじめ対処方針・別紙「学校危機管理マニュアル」)

### 「重大事態が発生した場合の対応」

- ①学校組織としての対応を図る(並びにその周知)
- ②被害生徒支援
- ③いじめる(加害)生徒の指導
- ④他の生徒への指導・支援・対応
- ⑤教育委員会への報告・連携
- ⑥保護者との連携・支援・助言・指導協力依頼
- ⑦関係機関(適応指導教室、児童相談所等)との連携
- ⑧警察との連携
- ⑨重大事態発生時の対応
- ⑩上記⑧、⑨の対応に係る全保護者への事前周知・啓発

・進取  
・協調  
・自律